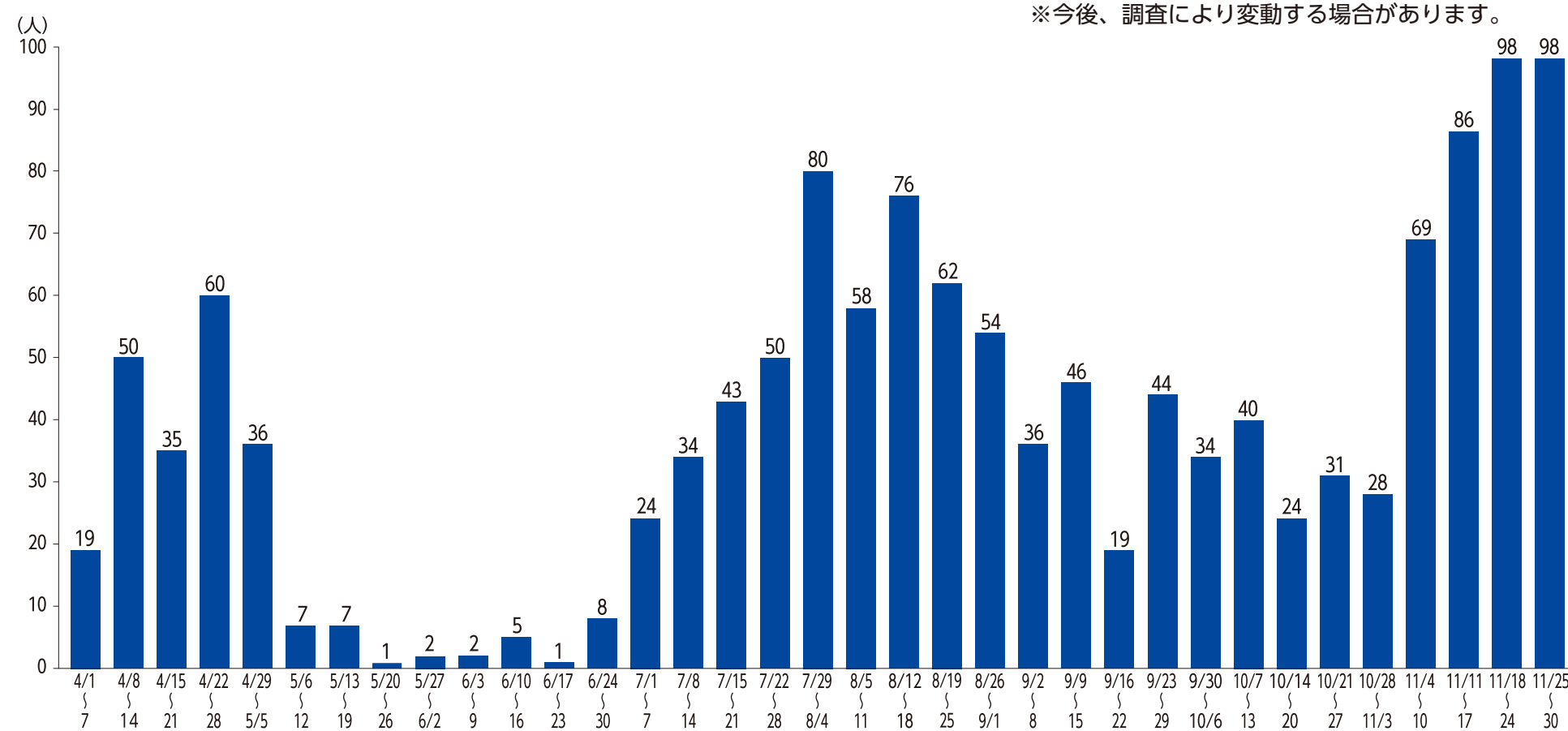


引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に向けてご協力をお願いします

全国的に感染者数が急増するなか、江東区内の感染者数も増加傾向にあります。感染拡大防止に向け、国の分科会が提言している「感染リスクが高まる5つの場面」に注意するなど、引き続きご協力をお願いします。

江東区の週単位の陽性患者の発生状況(11/30現在)



※3/31までの陽性患者数の累計は11人です。

区内11月新規感染者数： 365人
区内累計感染者数：1,378人
(11/30現在※)

※医療機関等から江東区民の陽性報告があった日の人数を集計しており、都の報道発表人数とは異なります。
※今後、調査により変動する場合があります。

感染リスクが高まる「5つの場面」

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において「感染リスクが高まる5つの場面」の提言がありました。感染リスクに注意し、引き続き手洗い・換気・マスク着用や3密回避など、感染対策の徹底をお願いします。

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- ・飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- ・マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- ・狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



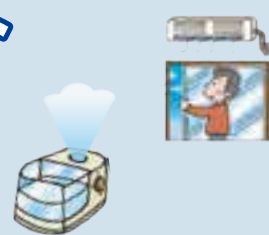
場面⑤ 居場所の切り替わり

- ・仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- ・休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

- ① 基本的な感染防止対策の実施
※マスク着用、3密を避ける等
- ② 寒い環境でも換気の実施
- ③ 適度な保湿(湿度40%以上を目安)



新型コロナ自宅療養者・濃厚接触者のごみの出し方

- マスクやティッシュはごみ袋を二重にして出してください。
- ペットボトルは自宅療養期間が終了するまで自宅に留め置くか、可燃ごみとして出してください。
- びん・缶・新聞・雑誌・段ボールなどは、自宅療養期間終了まで、できる限り自宅に留め置いてください。



コロナ関連の支援事業

事業者向け

飲食料品等の卸・小売事業者を支援 食品卸等支援 家賃給付金事業

2/26(金) 必着

飲食料品等を飲食店に直接販売する中小卸・小売事業者を対象に、区内に賃貸している事務所等に係る家賃の一部を給付します。申請にあたり、各種要件がありますので、詳細は区ホームページ等でご確認ください。
[給付金額] 月額賃料等に応じて算定(上限30万円) [期] 2/26(金) 必着 [用] 申請書に必要書類を添付し、〒135-8383区役所経済産業振興係へ郵送 [問] 経済産業振興係 ☎ 3647-2332、FAX 3647-8442

事業者向け

新型コロナウイルス感染症対策資金 融資あっせん[延長] 3/30(火) まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している中小企業者向けの緊急の融資あっせん制度について3/30(火)まで申込期間を延長します。
※利用条件・必要書類等は区ホームページをご覧ください。
[問] 経済課融資相談係(区役所4階28番) ☎ 3647-2331、FAX 3647-8442

個人向け

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給 適用期間は令和3年3/31(水)まで

江東区国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。
※支給を受けるためには、申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。
[対象者] 次の全てに該当する方
① 江東区国民健康保険被保険者
② 勤務先から給与の支給を受けている方
③ 新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがあるため労務できなかった期間がある方

④ その就労できなかった期間について、給与の全額または一部が支給されない方
[支給期間] 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
※個人事業主の方は対象となりません。
※申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。
[支給額] (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 日数(支給対象となる日数)
※一日当たりの支給額に上限があります。
[適用期間] 令和2年1/1～令和3年3/31(水)の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)
※申請書等は、区ホームページからダウンロードできます。
[問] 医療保険課保険給付係(区役所2階6番) ☎ 3647-3168、FAX 3647-8443